

学校いじめ防止基本方針

江南市立布袋北小学校

いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こり得る問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、安全に様々な活動に取り組めるようにしなければならない。「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」という立場からも、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そして、どの子も加害者・被害者になる可能性があり、また、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童一人一人が十分に理解できるようにしなければならない。

学校においては、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように務めるとともに、学校全体で組織的に対応していかななければならない。そして「人権教育5つの柱：①人権の意義と理解 ②自己肯定感 ③他者受容 ④貢献感 ⑤コミュニケーション能力」を基本として、人権に関する知識理解を深め、人権感覚を育成することで、良好な人間関係づくりに取り組む。それを通して知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、広い視野に立って、心豊かでたくましい「布北っ子」の育成を目指す。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して、いじめを克服することを目指す。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、対象児童担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、スクールソーシャルワーカー等で構成し、必要に応じて、心の教室相談員、ス

クールカウンセラー等を加える。

(1)「いじめ防止・いじめ問題対策組織(いじめ・不登校対策委員会)」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図ったり、毎月の職員会議の最初に「子どもをよく知る会」を開いたりして、教職員の共通理解を図る。
- ・「布北っ子アンケート」「Q-Uアンケート」「健康チェック」や「布北っ子相談」の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめが発生した場合は、緊急にその事例について共通理解を図る。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、「布袋北小だより」や「学校ホームページ」等を通して、いじめ防止のための取組や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制(「いじめ・不登校対策小委員会」)を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1)いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い学び合うことで、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、互いに認め合い学び合うことで、自己肯定感・他者受容・コミュニケーション能力を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、インターネット上の誤った情報をめぐる問題を深め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個

- 人の責任や必要なマナーやルールを学び、児童が情報機器を安心して活用できるようにする。また、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ いのちの誕生、人の一生、自分の身体を守ることコミュニケーションの方法等、“生きる”という視点からいのちを幅広くとらえた「いのちの学習」を推進し、自分を大切に作る心や他を思いやる心を育てる。
- カ 温かい人間関係を築くために「布北っ子アンケート」「Q-Uアンケート」の結果を分析し、活用する。
- キ 友達に目を向け、互いに頑張っているところ、活躍しているところを認め合う場を設定することで、他者受容の力を養う。
- ク 対人関係を円滑に運ぶための知識とそれに裏打ちされた具体的な技術や技能を身に付ける「ソーシャルスキル」に取り組むことにより、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ケ 学級ごとに、児童が互いによいところを見つけて本人に伝える「よいところみつけ」に取り組み、自己肯定感・他者受容・貢献感の育成を図る。
- コ 構成的エンカウターのエクササイズの実施を通して、児童が安心して自己開示できる人間関係づくりのためのコミュニケーション能力を育む。
- サ 児童一人一人が学級に所属しているという実感を味わい、学級の一員として問題を解決して互いを認め合う「クラス会議」に取り組み、他者受容・コミュニケーション能力を育む。
- シ 全学級でいじめについての学習を行うことで、いじめをしないという意識を育てる。
- ス 異学年交流活動の充実
- 学級の枠を超えた活動を行うことにより、貢献感や他者受容を育む。
- ・ペア活動（低～高学年児童の1対1ペア）
「ペア読書」「名刺交換会」「ペア学級で遊ぼう週間」
 - ・異学年交流活動
「ふれあい遊び：通学班」、「キャンプトワリング：5・6年生」

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 「布北っ子アンケート」(年3回)、それをもとにして行う「布北っ子相談」(年3回)、「Q-Uアンケート」(年2回)、「健康チェック」(年3回)を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「あん心コール」や少年センターなど外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談

しやすい環境を整える。

エ 日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。

オ 児童が適宜、悩みや心配事を相談できるように「心の相談室」（心の教室相談員）を活用する。

カ 直接相談できない児童のために、「心の相談箱」を設け、手紙による相談を受け付ける。（相談箱管理者：心の教室相談員）

(3) いじめに対する措置

ア いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、早急に教頭・校長に報告をする。
教頭は、「いじめ・不登校対策小委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、全職員でその事例について共通理解をし、市教委へも連絡をする。

イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。

エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールロイヤー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

4 重大事態への対応

(1) 児童・保護者から申立てがあった場合は、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(4) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

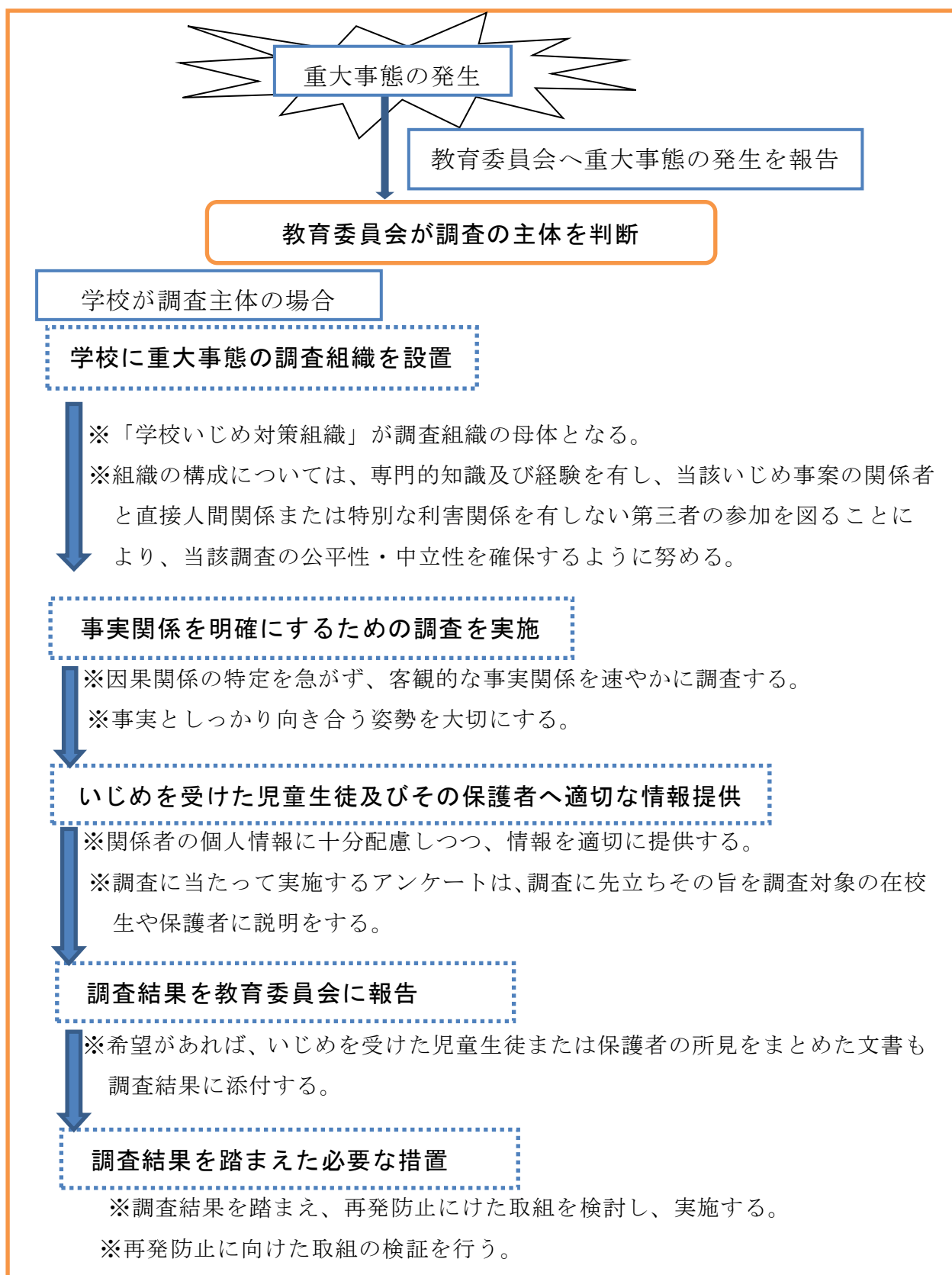
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル (P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N) で見直し、実効性のあ
る取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校
対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の
資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業
中の問題把握に努める。
- (4) いじめやトラブルが発生した場合には、事態の状況報告だけでなく、対応策や指
導法等の情報を全職員で共有し、日々の教育活動に生かす。

【重大事態の対応フロー図】



<令和7年度 布袋北小学校 取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○名刺交換会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測	○学校運営協議会、PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	D ↓	○子どもをよく知る会 ○ふれあい遊び(通学班) ○キャンプファイヤー・トワリング(5・6年) ○ペア学級で遊ぼう週間 ○いのちの学習(5年)	○Q-Uアンケート ○教育相談(5/12～23)	○家庭確認
6月	C ↓ A ↓	○子どもをよく知る会 ○いじめ・不登校対策委員会 ○現職教育研修会「Q-Uについて」	○「布北っ子アンケート(含いじめアンケート)」 ○健康チェック ○Q-Uアンケート結果からの学級経営	○ファミリー学級
7月	A ↓	○子どもをよく知る会	○いのちの学習(1年)	○保護者会
8月	P ↓	○中間評価→新たな取組 ○各種研修会への参加		
9月	D ↓	○子どもをよく知る会	○身体計測 ○教育相談(9/8～9/19)	○学校運営協議会
10月	D ↓	○子どもをよく知る会 ○いじめ・不登校対策委員会	○Q-Uアンケート	○運動会
11月	C ↓ A	○子どもをよく知る会 ○読書週間 ○福祉実践教室(3・4・5・6年) ○いのちの学習(3年)	○「布北っ子アンケート(含いじめアンケート)」 ○健康チェック	

12月	P ↓	○中間評価→新たな取組	○情報モラル授業 ○人権週間 ○いのちの学習（1年）	○学校生活アンケート	○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	D ↓ C ↓ A ↓	○子どもをよく知る会 ○いじめ・不登校対策委員会	○ふれあい遊び（通学班） ○いのちの学習（6年）	○身体計測 ○健康チェック ○「布北っ子アンケート（含いじめアンケート）」 ○教育相談（1/19～30）	○学校運営協議会
2月		○子どもをよく知る会	○いのちの学習（2年） ○学習発表会 ○卒業生を送る会		○学習発表会（含学校運営協議会） ○学校運営協議会で「学校評価アンケート」の評価の実施
3月	P ↓	○学校運営協議会の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○卒業式
通年	P ↑	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○子どもをよく知る会	○道徳教育、体験活動の充実 ○学び合う授業の充実	○SC・SSWによる相談 ○心の教室相談員による相談 ○心の相談箱の活用	○あいさつ運動（月に1回）

※ いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。